

津和野町景観計画



令和8年（2026年）改定
津和野町

津和野町景観計画

目 次

第1章 計画の背景と目的

1. 計画の背景-----	1-1
2. 計画の位置づけ-----	1-2
3. 計画の構成-----	1-2

第2章 津和野町景観形成基本計画

1. 津和野町の歴史-----	2-1
2. 景観の特性-----	2-2
3. 景観の構造-----	2-17
4. 景観の課題-----	2-22
5. 計画の基本理念と方針-----	2-24
6. 景観形成の運用および将来対応の方針-----	2-27

第3章 津和野町景観計画区域

1. 景観形成の目的-----	3-1
2. 区域-----	3-1
3. 届出対象行為-----	3-2
4. 良好な景観の形成に関する方針-----	3-5
5. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項-----	3-5
6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する事項-----	3-17
7. 公共施設等における景観形成の方針-----	3-19

第4章 景観形成重点地区

1. 殿町景観形成重点地区-----	4-1
--------------------	-----

第5章 景観形成地区

1. 景観形成地区に関する基本的事項-----	5-1
2. 重伝建景観形成地区-----	5-8

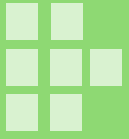
3. 重伝建周辺景観形成地区	5-15
4. 城山景観形成地区	5-22
5. 津和野盆地景観形成地区	5-31
6. 山並景観形成地区	5-41
7. 麓耕景観形成地区	5-49
8. 日原景観形成地区	5-57
9. 堤田景観形成地区	5-64
10. 青野山眺望景観形成地区	5-71
11. 左鐙・川筋景観形成地区	5-79
12. 枕瀬景観形成地区	5-86
13. 高津川筋景観形成地区	5-93
14. 建造物の色彩基準	5-100
15. 景観形成基準一覧表	5-105

第6章 景観遺産、重要公共施設

1. 景観遺産	6-1
2. 重要公共施設	6-8

第7章 今後の景観づくりの取り組み

1. 住民・事業者・行政および関係者の連携協働による景観づくり	7-2
2. 事業の推進体制	7-4



第1章 計画の背景と目的

1. 計画の背景

津和野町は、古くから「山陰の小京都」「日本のふるさと」と称され、武家屋敷が残る区域や町家の町並み、石垣や堀割、山林や棚田など、多様で豊かな景観資源に恵まれています。

これらの景観は、町民の暮らしの歴史を映し出すとともに、訪れる人々を魅了し、地域の誇りとして大切に守り伝えられてきました。

昭和48年には、良好な景観の保全と継承を目的として、全国に先駆けて「津和野町環境保全条例」が制定され、歴史的町並みの保全や景観づくりの基礎として重要な役割を果たしてきました。しかし、社会環境や生活様式の変化、町域の拡大などを背景に、従来の制度のみでは町全域の景観を総合的に守り育てることが難しくなってきました。

特に、平成17年の津和野町と日原町の合併以降、自然景観、歴史文化、農林業、観光など多分野にまたがる景観形成への期待が高まり、町全体で共有する景観の理念や将来像の構築が求められるようになりました。また、平成16年に景観法が制定され、自治体による総合的な景観行政を進める制度的基盤が整えられました。

こうした動きを受け、津和野町では、歴史的景観保全の取組を継承しつつ、町域全体を対象とした景観計画を平成20年に策定し、さらなる景観の保全と景観づくりを進めてきました。

また、平成25年には後田・橋北地区の一部が重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。さらに、「津和野百景図」に描かれた江戸時代以来の町並みや伝統行事、自然景観などが町民によって守り伝えられ、昔と今を対比・体感できる町として日本遺産に認定されるなど、高い評価を受けています。

一方で、脱炭素社会の実現、観光スタイルの変化、空き家活用や地域資源の再評価など、近年の社会環境はさらに大きく変化しています。景観はこれらの課題と密接に関わり、未来のまちづくりにおける重要な基盤として位置づけられています。

本計画は、近年の社会変化や将来のまちづくりを見据え、津和野町の景観資源を将来にわたり守り育てるため、景観法に基づき町全域を対象とした景観計画として策定するものです。町民・事業者・行政が協働し、津和野町らしい魅力ある景観を次世代へ継承していくことを目指します。

*1 「津和野町環境保全条例」

津和野町条例第16号として昭和48年3月29日に施行。同施行規則（津和野町規則第3号）は昭和52年4月1日に施行されました。

なお、平成17年9月25日に津和野町条例第133号として改正されています。

*2 景観づくり

当計画において景観づくりとは、景観の保存・保全・顕彰・創造など、景観に関わる多様な行為を総合的に捉えた概念を指します。

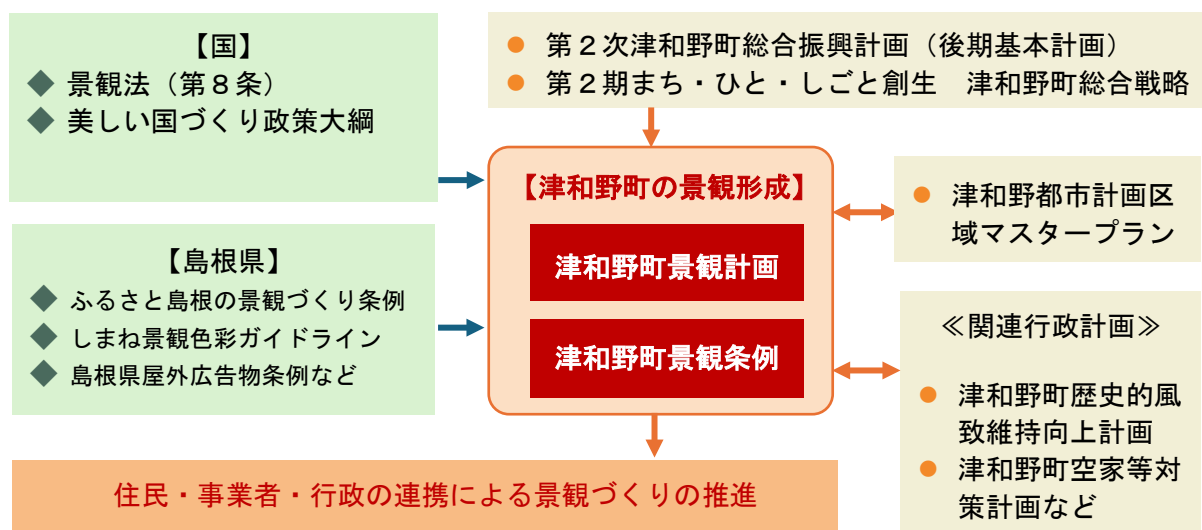
*3 景観法

平成15年に策定された「美しい国づくり政策大綱」を受け、景観に関する総合的な法制度として、平成16年6月に景観法（平成16年6月18日法律第110号）が公布され、同年12月に施行されました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、景観法（第8条）に基づく法定計画であり、津和野町景観条例（第7条）に基づき定める事項を含むものです。また、第2次津和野町総合振興計画（令和4年度～令和8年度）に即し、都市マスタープランなどに適合するとともに、津和野町の景観形成に関する総合的な方策を示すものとして位置づけます。

本計画は、町民・事業者・行政で共有し、ともに守るべきものとしての役割を担っています。



■ 津和野町景観計画の位置づけ

3. 計画の構成

津和野町景観計画は、法に基づく景観形成の方針や基準などを示すものであり、津和野町全域を「景観計画区域」として定め、ゆるやかな規制、誘導を行うとともに、津和野城下町エリア、日原天領地エリア、国道沿いなど、重点的に景観形成を図るべき区域を「景観形成地区」、さらに津和野を代表する景観である殿町エリアを「景観形成重点地区」として定め、よりきめ細やかな基準により規制・誘導を図るものです。

■津和野町景観計画の構成

第1章 計画の背景と目的

第2章 津和野町景観形成基本計画

津和野町の景観特性や景観形成の基本的な方針などを示します。

【区域別の計画】

第3章 津和野町景観計画区域【町全域】

景観形成上影響が大きい大規模な建築物や工作物の建設行為などに対し、ゆるやかな規制・誘導を行います。

【景観形成地区】

良好な景観を保全し、また今後とも良好な景観の形成を図るため津和野町が指定する地区に、きめ細かな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図ります。

第4章 景観形成重点地区【特に重点的に景観形成を図るエリア】

城下町津和野の歴史を今に伝える重要なエリアを指定し、伝統的様式で統一された沿道景観を維持保存するための方針、基準を示します。

【保全ゾーン】 1. 殿町景観形成重点地区

第5章 景観形成地区【重点的に景観形成を図るエリア】

各地区の景観特性の景観形成の方針、景観形成基準を示します。

【保全ゾーン】

1. 重伝建景観形成地区

【調和ゾーン】

2. 重伝建周辺景観形成地区

3. 城山景観形成地区

4. 津和野盆地景観形成地区

【共生ゾーン】

5. 山並景観形成地区

6. 麓耕景観形成地区

7. 日原景観形成地区

8. 堤田景観形成地区

9. 青野山眺望景観形成地区

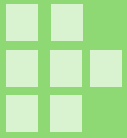
10. 左鐙・川筋景観形成地区

11. 枕瀬景観形成地区

12. 高津川筋景観形成地区

第6章 今後の景観づくりの取り組み

これまでの景観に係わる取組状況を踏まえた、今後の景観まちづくりの方向性を示します。



第2章 津和野町景観形成基本計画

1. 津和野町の歴史

津和野町は、古代から津和野川・高津川流域の集落として開け、荘園時代の中世集落を経て、鎌倉末期に吉見氏が当地に入って以来、その名が日本の歴史に登場するようになります。

元寇警備のため石見国に入ったと伝えられる吉見氏は、当初、町域北部に居を構えていました。当時は本格的な城塞や治水が未発達であったため、津和野川支流で小山を背後にした郷士の居館を形成し、今日でも中世の名残をとどめる集落景観が各所に見られます。また、高津川沿いの山間部一帯には平家の落人伝説が残り、険しい山並みに歴史を想起させる風景が点在しています。

その後、益田氏・大内氏・陶氏らの抗争の中で、吉見氏は津和野城や下瀬山城を築き、当時は城山の西北側が城下の中心的居住地となりました。

江戸期に入ると坂崎氏が封ぜられ、さまざまな土木技術を導入して津和野城および城下町の整備を進めました。のちには藩主亀井氏の居城として発展し、現在のような城下町としての姿が整えられました。一方の日原地域は江戸期に天領となり、両地域は東西それぞれの拠点として発達しました。石見地方の山間に位置したため、亀井氏は藩の殖産振興に努め、今日の産業の基礎となる和紙・蠟燭・茶・生糸の生産を広めました。また、主水畑と呼ばれる段々畑の開墾や植林、治水を行うとともに、藩校を開いて人材育成を図ったことで、西周や森鷗外をはじめ多くの文化人を輩出しています。

こうした文化的・歴史的資源は今日にも各所に残り、町の大きな特色となっています。盆地とそれを囲む山並みに加え、高津川水系や幹線道路を景観軸として、中世以来の歴史的佇まい・文化的景観・落ち着いた町並みが重なり合い、豊かで奥深い景観を形成しています。

明治期以降は、旧津和野藩と天領が津和野町・日原町として継承され、近年の両町の合併により広がった町域には、津和野川・高津川流域に発達した田畑や集落の農村景観、あざやかな中にも素朴さを感じさせる石州瓦葺の家並み、それを取り囲む自然の山々が残されています。中世以来の歴史的雰囲気や今に伝えつつ、歴史と生活文化、そして自然が見事に調和した「日本の原風景、心のふるさと」と呼べる、詩情豊かな文化の薫り高い風土が受け継がれています。

また、津和野町の歴史的な町並みや自然、信仰、暮らしの風景は、明治末から大正初期にかけて描かれた『津和野百景図』にも克明に記録されています。

百景図に描かれた城下町の構造、山々を借景とした町並み、社寺や水路、祭礼の情景は、現在の津和野の景観と高い連続性を有しており、先人たちが築き、守り伝えてきた景観が今日まで受け継がれていることを示しています。

2. 景観の特性

(1) 町全体の景観の特色

町内の景観には、次の特色があります。

① 大きな全体景観（総体的景観特性）

- 箱庭のようにまとまりのある優れた景観
- 景観の象徴・焦点となる山や川の存在



箱庭のような津和野の町並み



箱庭のような日原の町並み

百景園に描かれた具体的な景観要素



青野山（国天然及び名勝）



津和野百景園 第八十回 妹山の景



陶ヶ嶽



津和野百景園 第五十九回 陶ヶ嶽

② 自然景観・風景

- 豊かな山野、森林、河川がつくる自然景観
- 貴重な植生や生態系がみられる自然環境の景観



豊かな自然景観（大魚峡）



堤田のオオクスノキ

百景図に描かれた具体的な景観要素



鷲原八幡宮の大杉(町天然)



津和野百景図 第三十七図 鷲原愛宕神社の大杉

③ 地形が生み出す特色ある景観

- 円頂状の孤立峰がつくる象徴的な景観
- 河岸段丘が生み出す河川景観や、山間部の溪谷景観
- 山間・谷間に点在する集落や、小平野・小盆地に形成された一体感ある集落景観



円頂状の孤立峰（青野山）と山麓の集落



河岸段丘が生み出す河川景観

④ 文化的景観（農業生産景観）

- 小平野や小盆地、里山を背景にした農林業の生産風景と集落が一体となった田園景観



直地集落と田園景観



左鏡集落と田園景観

⑤ 歴史が感じられる景観・風景

- 城下町ならではの景観

- ア 石州赤瓦を中心とした統一感のある家並み
- イ 歴史的な連続性が保たれた町並み景観

- 地域の特徴を示す歴史的な町並み

- ア 石州赤瓦を用いた、まとまりのある家並み
- イ 古社寺や社叢、地区ごとに存在する象徴的景観



石州赤瓦の家並み



歴史的な連続性が保たれた町並み（本町通り）



杵築神社の大クスノキ



三渡八幡宮

百景圖に描かれた具体的な景観要素



津和野城跡(国史跡)



津和野百景圖 第一圖 三本松城



太鼓谷稲成神社



津和野百景圖 第二十一圖 太鼓谷稲荷社



旧津和野藩家老多胡家表門・藩校養老館(国重伝建)



津和野百景圖 第二十三圖 殿町



殿町通り・本町通り(国重伝建)



津和野百景圖 第二十六圖 殿町惣門

(2) 各地域の景観の特色

「日本のふるさと」を構成する、各地域の景観には、次のような特色があります。

① 借景・象徴的景観の見える町

■ 見渡す景観

- ア 見上げる景観（仰角景観）
- イ 見通しのきく景観
- ウ 見下ろす景観（俯瞰景観）



見通しのきく景観（左：殿町通り 中：国道9号）

俯瞰景観（津和野城跡）

■ 象徴的景観

- ア 象徴的景観
- イ 注視点（焦点）
- ウ 象徴的景観を背景とした場面景観



象徴的景観（左：下瀬山 右：青野山と津和野川）

青野山を背景とした町並み

■ 眺望点

- ア 景色の良い場所・整った眺望地点
- イ 日常生活空間から得られる眺望



眺望地点（左：津和野城下町見晴らし広場 中：太鼓谷稲成神社）

後田地区より青野山を望む

② 歴史的なまちの構造

■ 中近世のまちの構造

- ア 枡型等を備えた、典型的な中近世城下町の構造と景観
- イ 津和野川を掘割として取り込んだ、城下町の構造と景観



近世城下町の構造(元禄期津和野城下侍屋敷明細絵図と現在と江戸時代の街路重ね図)

百景図に描かれた具体的な景観要素



外堀(一部)



津和野百景図 第六十九図 森の本丁下モ手

③ 景観の軸となる道景・路地景

■ 景観軸となる道路

- ア 町全体の大きな景観軸を形成する幹線道路
- イ 津和野地区・日原地区の景観を特徴づける主要道路

■ まちの街路

- ア 見通しのきく街路と、それに沿う町並み景観
- イ 歴史的町並み景観
- ウ 生活空間としての、人間尺度の街路空間

■ 峠の景観

- ア 盆地の町への導入口となる峠道（町への入口・導入空間、および町を見下ろす地点）



景観軸（国道9号）



見通しのきく街路と町並み



人間尺度の街路空間

百景図に描かれた具体的な景観要素



山陰道「野坂峠越」(国史跡)



津和野百景図 第六十回 野坂



山陰道「徳城峠越」(国史跡)



津和野百景図 第八十八回 とく(やう)の峠

④ 景観の軸となる水景・水路景観・河川および清流の景観

■ 景観軸となる河川景観・水景

■ 山間の清流・溪谷の景観

ア 支流沿いの山あいの集落景観・清流景観

イ 滝のある景観

■ 水路の景観

ア 町なかの水路（河川取水水路）、邑（むら）の水路（谷水取水水路）

■ 池・沼の景観

ア 水路とつながる町の小さな池

イ 農業用水としての池・沼、自然生態の豊かな池・沼

■ 地域における四季の景観・風物

ア 河川流域に広がる四季折々の景観

イ 鮎釣りやホタルの舞う風景など、季節の風物



景観軸（高津川）



景観軸（津和野川）



自然生態が豊かな地倉沼



支流沿いの山あいの集落（左鏡）

百景図に描かれた具体的な景観要素



鳴滝・鳴滝神社



津和野百景図 第六十七図 鳴瀧



雄滝



津和野百景図 第七十七図 小直の雄滝



雌瀧



津和野百景図 第七十八図 小直の雌滝



高津川の鮎



津和野百景図 第八十六図 左鏡の香魚

⑤ 津和野らしさを感じさせる歴史的建造物の景観

■ 樹木などの緑と赤瓦屋根の鮮やかな景観

ア 周囲の緑と補色関係（茶褐色・朱色）にある、鮮やかな石州赤瓦による集落景観

■ 石景・石垣の景観

ア 野面石垣による棚田の景観

イ 大きな石の基礎・石土台を持つ町家や土蔵、土塀の景観

■ 町家建造物および町並みの景観

ア 白壁の町家景観

イ 格子などを備えた町家様式の景観

ウ 平入りの町家と妻入りの土蔵が並ぶ町並み

エ 裏通りにある蔵長屋の景観

オ 江戸時代から近代化遺産に至る、多様な建築物群による町並み景観

■ 武家門のある景観

ア 家老屋敷などに見られる武家門の景観



緑と赤瓦屋根の景観



石土台をもつ町家



野面石垣の景観



多様な建築物群による町並み



町家様式の景観



白壁の町家景観



平入の町家と妻入りの土蔵



裏通りの蔵長屋



旧津和野藩家老多胡家表門

■ 生け垣・土塀のある景観

ア 生け垣による景観

イ ろうそく型断面をもつ土塀による町並み景観

■ 庭園の景観

ア 堀庭園、亀井別邸、永明寺庭園などの景観

■ 史跡・歴史的な民家建築物の景観

ア 文人などの旧居建築とその周辺の景観

イ 歴史的な民家建築の景観

ウ 歴史的な商家などの建築景観

エ SL やトンネルなどの交通建造物、土木遺構の景観

オ 歴史的な公共・文化施設などの建築景観



ろうそく型断面の土塀



生垣の景観



旧堀氏庭園



森鷗外旧宅



西周旧居と周辺景観



SL 転車台



津和野町郷土館



歴史的な商家建築



歴史的な民家住宅

⑥ 文化的景観

■ 各所に点在する棚田の景観

- ア 歴史的な棚田や「主水畑」の景観
- イ 圃場整備によって形成された段畑や水田の景観

■ 果樹のある農家の景観

- ア 柿や栗などの果樹がある農家の景観

■ 地場農業の生産景観

- ア 茶畑、わさび田、三極などの農業生産風景

■ 里山・裏山と田畑、集落が織りなす田園集落の景観

- ア 照葉樹林の里山・裏山や杜叢と、田畑・集落が一体となった、のどかな田園景観



主水畑



照葉樹林の里山と田園集落



茶畑

⑦ 自然と一体となった里の歴史的景観

■ 社寺・社叢・鎮守の杜の景観

- ア 鎮守の森や杜叢が残る、里の歴史的景観
- イ 山あいの景観を形成する社寺の佇まい
- ウ 祠や荒神社（氏神）、神木などの景観

■ 里のシンボリック的樹木がある景観

- ア 地域のシンボルとなる樹木が見える景観

■ 花のある景観（四季折々の野の風景）

- ア 四季折々の花が咲く、彩り豊かな景観



須川八幡宮と社叢



祠、神木



大元神社

⑧ その他

■ 祭り・祭事・イベントの景観

- ア 伝統的な祭りの風景
- イ 現代の祭りや地域イベントの風景

■ 四季折々の風物

■ 夜の風景

- ア 路地の行灯（あんどん）や家々からこぼれる灯り
- イ 建物や風景のライトアップ景観
- ウ ホタルが舞う幻想的な夜の風景

■ 音・気候・香りに関する景観

- ア 津和野町に見られる特徴的な音の景観
- イ 天気や気候によって変化する空の景観（天空景観）
- ウ 季節や植物に由来する香りの景観

■ 地域の生物・植物の景観

- ア まちのシンボルとなる植物のある風景
- イ サギなどの野鳥や小動物が生息する自然景観

百景図に描かれた具体的な景観要素



弥栄神社の鷺舞神事(国意民)



津和野百景図 第十七回 祇園会鷺舞



鷺原八幡宮の流鍋馬(町意民)



津和野百景図 第三十六回 鷺原のやつさ

百景圖に描かれた具体的な景観要素



奴行列(町庶民)



津和野百景圖 第三十二圖 鷺原口屋外



鷺原八幡宮流鏝馬馬場(県史跡)春



津和野百景圖 第三十九圖 鷺原の桜



松林山天満宮秋の大祭



津和野百景圖 第七十二圖 天神祭



津和野踊(県庶民)



津和野百景圖 第九十九圖 盆踊



掘割の鯉と菖蒲



まちのシンボルとなる植物つわぶき



弥栄神社の輪くぐり神事



にちはら賑わい創出拠点・かわべ



永明寺の紅葉



天空景観



ホタルが舞う幻想的な風景



城跡のライトアップとまちの夜景

3. 景観の構造

町内の景観には、次のような構造概要があります。

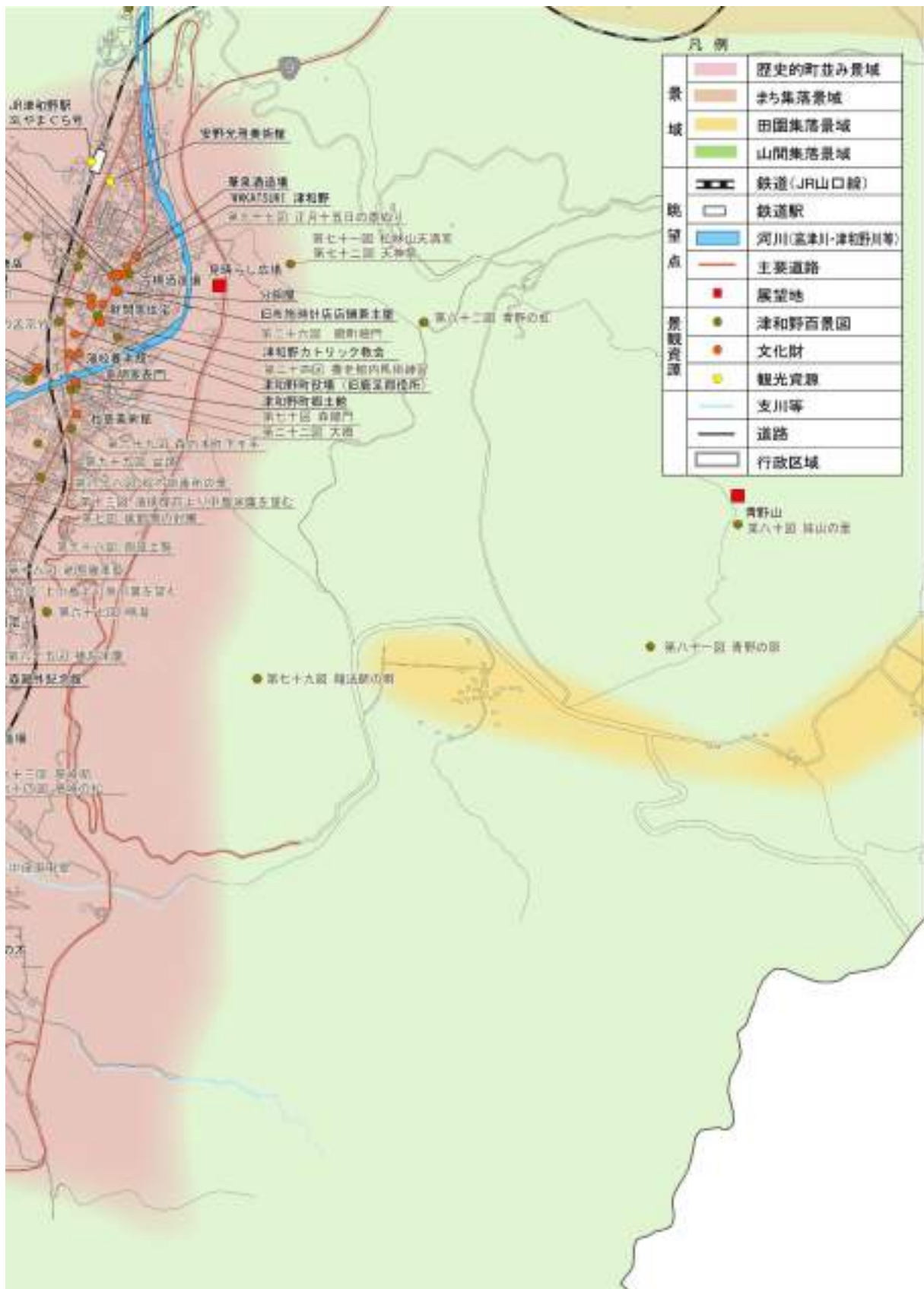
<p>景観領域</p> <p>景 域</p>	<p>■景観の特性から6つの景域に分けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none">● まちの景：歴史的町並み景域、まち集落景域● 里の景：田園集落景域● 川の景：川筋景域● 山の景：山間集落景域、山並み景域
<p>象徴的景観</p> <p>象 徴</p>	<p>■町内や各景域を代表する象徴的景観が、景観づくりの柱の一つとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none">● 町を代表する象徴的景観：山・川等● 景域や地区を代表する象徴的景観：杜、建造物等● 景観遺産など点的に位置する景観資源の景観
<p>軸となる景観</p> <p>景 観 軸</p>	<p>■町内や各地区への導入空間、あるいは移動しながら眺望を楽しむことができる空間として、また開かれた空間として、幹線道路や大きな河川などが景観軸を構成しています。</p> <ul style="list-style-type: none">● 水景軸：主要河川である高津川や津和野川などの本支流域● 道路軸：町や地区の表情を映し出す国道9号、国道187号、および主要地方道などの幹線道路
<p>景観軸などの 結節部の景観</p> <p>結 節 点</p>	<p>■水系軸となる主要河川の合流点や幹線道路の交差点部等は、異なる景観の交わる場所となり、景観が変化すると同時に広がりのある景観を形成しています。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高津川と津和野川の合流部等● 国道や主要な幹線道路の交差点部
<p>眺望の優れた場所</p> <p>眺 望 点</p>	<p>■町内の優れた景観を眺める場所及び眺める対象を眺望点とします。景観の定点的観測のポイントにもなります。</p> <ul style="list-style-type: none">● 見通しの良い場所や空間（見通し景観、眺望景観）● 見上げる、眺望の優れている場所や空間（仰角景観）● 見下ろす、眺望の優れた場所や空間（俯角景観、俯瞰景観）
<p>まとまりのある景 観の縁となる場所</p> <p>縁</p>	<p>■まとまりのある景域の境や景観軸周辺の景観が該当し、景観どうしを際立たせるなど、形成上重要な役割を果たします。</p> <ul style="list-style-type: none">● 川筋や山麓周辺の景観、景域と景域の境界部● まとまりのある景域を際立たせる周辺の山々等（盆地周辺の山麓緑地、台地を取り巻く照葉樹林、川沿いの緑地など）





■景観ゾーニング・地域資源図





■景観ゾーニング・地域資源図（拡大図）

4. 景観の課題

1. 歴史文化に関する課題	<ul style="list-style-type: none">■ 歴史的町並みや景観資源の保全・維持・修景<ul style="list-style-type: none">○ まとまりのある箱庭的景観の保全 (箱庭的景観を守るための建築物の高さ制限、屋外広告物等に関するルールづくり など)○ 「津和野百景図」に描かれた景観要素の保全・維持
2. 地域景観の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 場所の特性や個性を生かした景観づくり<ul style="list-style-type: none">○ 象徴的な山々の眺望景観の保全・維持○ 町並み周辺に広がる中景の保全・維持・修景○ まとまりのある箱庭的景観の保全
3. 水辺の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 水路などの保全と活用■ 河川および河川周辺景観の保全・管理・修景<ul style="list-style-type: none">○ 津和野川などにおける水質の保全および改善○ 土砂等の採取に対する景観への配慮
4. 自然景観の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 各地社叢の巨樹、森林、里山等の緑地の保全<ul style="list-style-type: none">○ 山の自然景観の維持管理と緑地の保全■ 貴重な植物や生物の保全と活用
5. 文化的景観の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 田畑などの生産田園風景の維持・管理・保全<ul style="list-style-type: none">○ 集落や家屋の活用・維持(空き家対策など) および修景○ 棚田や段々畑などの文化的景観の維持・管理・保全
6. 公共空間・施設の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 公共の建造物・建築物における景観的配慮<ul style="list-style-type: none">○ 土手・橋・道路・法面等公共施設の景観への配慮○ 公共建築物等の景観への配慮
7. 景観を眺める場の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 眺望点の確保や、景観定点観測<ul style="list-style-type: none">○ 峠・高台・橋上等の眺望点の確保や景観定点観測の活用
8. 景観づくり活動の課題	<ul style="list-style-type: none">■ 地域に根ざした景観づくりの推進■ 景観意識の啓発と醸成(景観づくりの支援・運動化)■ 景観施策の持続的推進(生活に根ざした景観づくり)<ul style="list-style-type: none">○ 景観づくりに取り組む行政内体制や住民との協働体制づくり

【課題】

ひとりひとりが考え、みんなで守り育て伝えていく 「日本のふるさと・津和野」の景観づくり

- 誇りと愛着を育む、津和野の景観づくり
- 住民による、生活に根ざした身近な景観づくり（日常からの景観づくり）
- 津和野のまちに適した景観づくりの手法（地域特性に応じた具体的な方法の展開）
 - まちづくりの一環としての景観づくりの推進
 - 景観ルール策定の共有（マナーの共有、ルールづくり、持続可能な体制の構築）
 - モデル的な景観形成の推進（景観地区等による先導的な取組）
 - 景観づくりに関する啓発・支援・運動の展開（協働による景観づくりの促進）
- 次世代へ受け継ぐ、津和野らしい魅力的な景観づくり
 - 景観資源の掘り起こし・顕彰・磨き上げと、その継承

【計画の目指すもの】

誇りと愛着を育む、津和野の景観づくり

地域の価値観に根ざした、生活環境や文化としての美しい景観づくりを進めていくためには、住民が津和野のまちにおける景観イメージや美意識を共有していくことが求められます。そのうえで、津和野の景観に対する誇りと愛着を育み、それらが景観を守り、磨き、育て、そして次世代へと伝えていく力となっていきます。

住民による、生活に根ざした身近な景観づくり

景観づくりの取り組みを持続し、次世代へと受け継いでいくためには、無理のない、身近な日常生活からの景観づくりであることが重要です。また、だれもが参加できる景観づくりであることで、住民の意思による主体的な景観形成が可能となります。

津和野のまちに適した景観づくりの手法

誇りと魅力ある津和野のまちの景観を形成していくためには、まちづくりの一環としての多様な取り組みにおける「作法」が求められます。総合的な景観づくりのルール策定の整備や、持続可能な景観づくりの体制・システムの構築、さらにはモデル的な景観形成の取組などを踏まえ、津和野ならではの景観づくり・まちづくりを推進していくことが重要です。

次世代へ受け継ぐ、津和野らしい魅力的な景観づくり

住民が地域の資源に目を向け、その良さを理解し、景観資源の掘り起こしや顕彰の取組を通じて、さらに自信と誇りを育みながら、津和野の文化として磨き上げ、次の世代へと継承していくことは、私たち住民の重要な責務といえます。そのためにも、こうした取組を促す「気づき」のきっかけや仕掛け、そして取り組みの「作法」を工夫することが大切です。

地域の特性や景観資産を生かす景観づくり

景観は、先人たちや現在そのまちに暮らす人々の価値観の結晶です。地域の特性や資源を生かし、さらに磨きをかけていくことによって、地域景観の個性や魅力が一層発揮されます。それが、景観に対する誇りや愛着を高める原動力となります。

5. 計画の基本理念と方針

(1) 基本理念・基本姿勢

ひとりひとりが考え、みんなで守り育て伝えていく
日常生活に根ざした景観づくり

「景観のための景観づくり」ではなく、自然体で住民一人ひとりが考え、参加し、みんなで守り育て、次の世代へと受け継いでいく景観づくり。日常の暮らしの中に根ざした景観づくりを進めていくことを、基本的な取り組み姿勢および理念とします。

- 住民一人ひとりが考え、実践する景観づくり
- 住民みんなで守り、育てていく景観づくり
- 住民・行政・企業・関係団体が協働で進める景観づくり
- 次世代へ受け継いでいく景観づくり
- 日常生活の中に根ざした、身近な景観づくり
- 生活環境としての景観づくり



殿町通りの白壁と水路



国道9号線沿いの集落と茶畑（直地地区）



JR 日原駅前



新畑地区の棚田風景

(2) 基本テーマ

「日本のふるさと・津和野」の景観づくり

本計画で掲げる「日本のふるさと・津和野」の景観は、単に眺める対象としての景観ではなく、百景図に描かれた歴史的風景を、現在の町なかで体感し、歩き、学ぶことのできる景観です。こうした「歩いて感じる景観」を将来にわたって守り、育て、伝えていくことが、本計画の重要な役割です。

「日本のふるさと」と称され、かつて全国各地に見られたノスタルジックな風景が、今なお各所に残る津和野町です。その原風景の魅力や「日本のふるさと」の原型イメージを大切にしながら、こうした景観づくりへの想いを込めて、本計画のテーマを「日本のふるさと・津和野」の景観づくりとします。

- 多くの地域で失われつつある「ふるさとの風景」が、今なお各所・各場面に残る町
- 多様な「日本のふるさと」の原型イメージや原風景
 - 山・川・森・林、鎮守の杜を背景に、棚田や段々畑、小平野や小盆地に広がる農業生産の風景
 - 所々に佇む赤瓦の民家と、庭に柿の木のある集落景観など、田園の原風景を感じさせるイメージ
 - 中世の城下町の面影を残す城跡を中心に、まちの骨格が形成されている歴史的な町並み
 - 社寺の佇まいを含め、歴史が目に見えるまちのイメージ
 - 川を中心に、特徴的な山々に囲まれた小盆地がつくる箱庭的な景観「小京都」とも呼ばれるまちのイメージ
 - 象徴的な山や川、樹木などを背景とした、どこを切り取っても絵になる借景的な景観
 - 日常生活の営みがにじみ出る、生活とともにある景観のイメージ
 - これまで育まれてきた、景観づくりの意識が息づくまちのイメージ
- 先人たちが築き、育て、受け継いできた多様な地域の特性やふるさとの原型イメージ、景観資源を活かした景観づくり



赤瓦の屋根によるまとまりのある歴史的な町並み



青野山・津和野川の自然と、赤瓦の集落

(3) 基本方針

基本理念、基本テーマをもとにして、津和野町の景観づくりについての基本方針を次のように設定します。

1. 固有の景観づくり

個性と魅力あるまちづくりを進めていくためには、「日本のふるさと」としてのイメージを持つ、町内各地に残された多様な地域資源や特性を生かすことが重要です。

景観づくりによるまちづくりの一環として、地域の特性に根ざした個性的な景観づくり、そして津和野町らしい景観の形成を推進していくことが求められています。

2. 身近な景観づくり

地域の景観は、先人たち、そして現在そこに暮らす人々の日常の生活や慣習など、身近な活動の積み重ねによって形づくられてきたものと言えます。

地域の伝統や文化に支えられ、身近な空間を整えていく取組の積み重ねが、美しく魅力的な景観を生み出します。

町の人々の気配りや、ちょっとした行為・活動による身近な景観づくりから、地域の公共施設に至るまで、地域の思いや活動と連携した景観づくりを推進していくことが求められています。

3. みんなの景観づくり

まちの人々の思いや価値観に支えられ、美しく、親しみのある質の高い景観づくりを進めていくためには、町民の皆さんによる景観づくりを計画の基礎とすることが重要です。

そのためにも、一人ひとりが考え、参加し、町民・事業者・行政がともに話し合い、行動しながら、それぞれの立場で役割を分担し、協働して取り組んでいく景観づくりの推進が求められます。

6. 景観形成の運用および将来対応の方針

(1) 基本的な運用の考え方

津和野町の景観形成は、地域の暮らしや経済活動の上に成り立つものであり、町民が誇りをもって住み続けられる持続可能なまちづくりを目的とします。

景観保全のための誘導や配慮は、経済活動の自由や日常生活を尊重し、これらを過度に制限するものではありません。地域の実情に応じて、柔軟かつ合理的に運用します。

本計画は、景観法に基づく努力義務として定めるものであり、強制や監視を目的とするものではありません。住民・事業者・行政が相互に理解し、協力しながら景観を守り育てるための「まちの約束」として位置づけます。

(2) 景観形成地区のゾーニングの考え方

津和野町の多様な景観特性を踏まえ、景観形成地区の設定に当たっては、地区ごとの役割や価値に応じて、次の3つの基本ゾーンの考え方を導入します。

① 保全ゾーン

歴史的・文化的価値が特に高く、津和野町の象徴となる景観を保全する区域

- 重要伝統的建造物群保存地区（歴史的町並みの核となる区域）

このゾーンでは、歴史的な町並みの連続性や伝統的な景観を損なわないことを最優先とします。

建築物の高さ、形態、色彩、素材、屋外広告物等について、一定の基準に基づき厳格に運用します。原則として「現状の価値を守る」ことを基本とし、変更や更新は周辺景観との厳格な調和を求めます。

② 調和ゾーン

歴史的な町並みや自然景観を継承し、新たな暮らしや活動と調和する区域

- 重要伝統的建造物群保存地区周辺や歴史的町並みの残る区域
- 町のブランド性や観光資源として重要な景観資産を含む区域

このゾーンでは、周辺景観とのバランスや連続性を意識した運用を基本とします。

建築や開発にあたっては、周辺環境との調和を図るため、色彩・素材・高さ・配置等に配慮し、地域固有の景観を継承しながら重要な景観軸や眺望を保全することを求めます。

③ 共生ゾーン

周辺の自然景観を保全しながら、地域の活力と新しい景観価値を創出する区域

- 幹線道路沿道において沿道景観や自然景観を形成する区域

このゾーンでは、高津川周辺や田園景観等を保全しながら、地域特性を生かした景観づくりを前提に、新たな景観価値を目指します。

画一的な制限ではなく、自然景観との調和を意識した色彩・素材・配置による景観への配慮、地域資源を活かした魅力的な景観づくりなど、創意工夫を尊重した創造的な取り組みにより、地域の発展と景観が共生する良好な景観形成を図ります。

(3) 将来への対応

今後、社会の変化や技術の進展により、本計画に想定していない建築様式、設備、色彩、素材等が出現する場合があります。

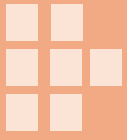
その際には、津和野町景観審議会が個別に景観上の妥当性や地域との調和を審議し、答申を行うことができるものとします。

これにより、固定化した規制に陥らない柔軟な運用、将来世代への対応力の確保を図ります。

(4) 伝統的要素の取扱い

稲成神社の朱色の鳥居のように、長年にわたり地域の信仰や文化とともに受け継がれてきた色彩や形態は、景観調和を損なうものではなく、むしろ津和野らしさを象徴する重要な要素です。

こうした伝統的景観要素については、地域の歴史性・文化性・観光資源としての価値を踏まえ、地域の意向を尊重しながら適切に保全・継承します。



第3章 津和野町景観計画区域

1. 景観形成の目的

本計画は、町全域において、町にふさわしい景観形成を推進するとともに、周辺の景観に新たな価値を付加しながら、豊かで個性ある地域景観を創造・育成していくことを目的としています。

特に、景観形成に大きな影響を及ぼす大規模な建築物や工作物などの建設行為（以下「大規模行為」といいます）については、町民共有の財産である重要な景観資源への配慮と、周囲の景観との調和を図るために必要な措置を定めます。

これにより、周辺の町並みや自然景観と調和の取れた、質の高い景観形成を目指します。

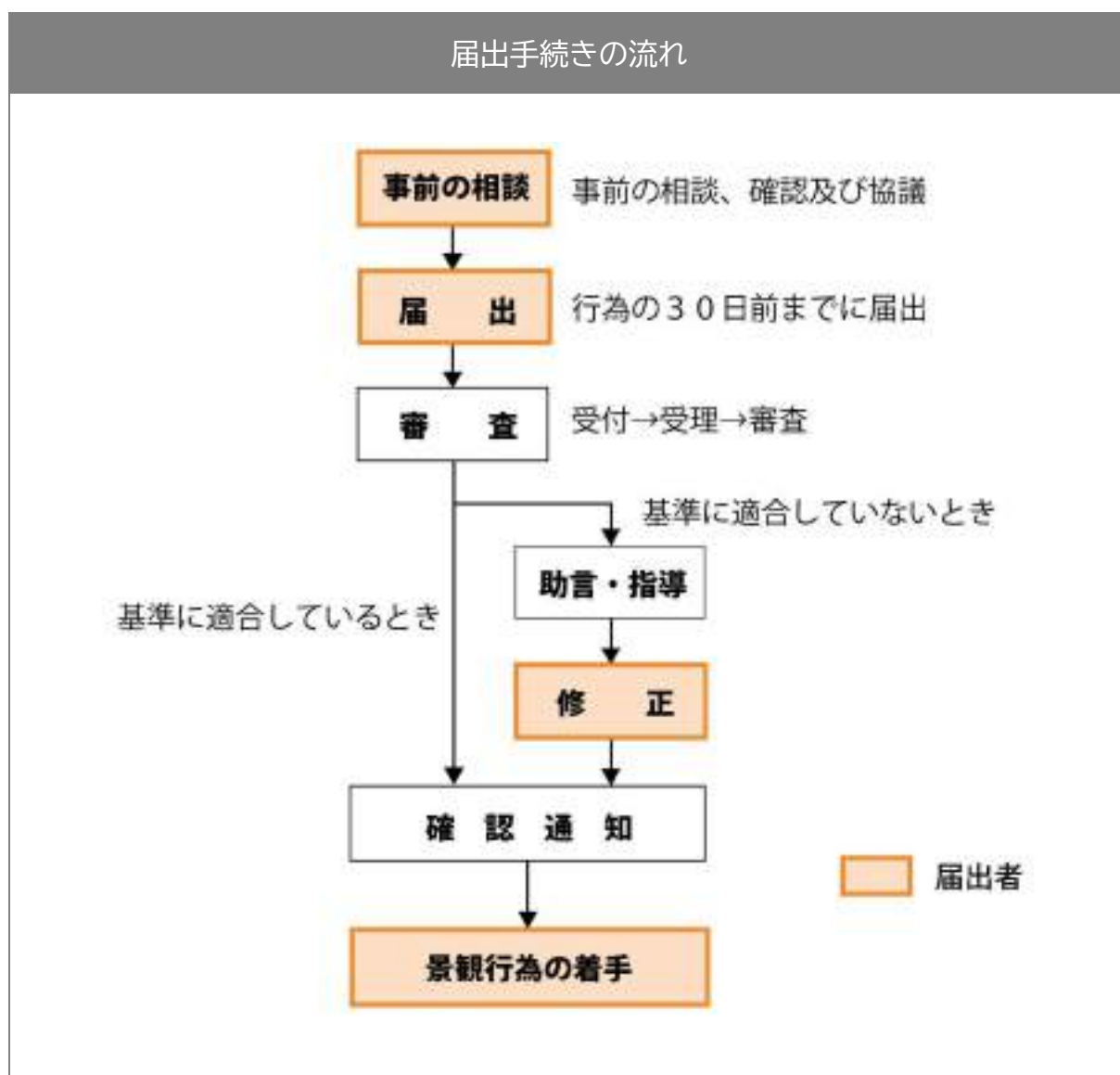
2. 区域（法第8条第2項第1号関係）

津和野町の優れた景観を保全し景観形成を推進していくために、景観法第8条第2項第1号に規定する区域として、町全域を指定します。



3. 届出対象行為（法第16条関係）

景観計画区域で、次頁の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。また、景観法の規定により、届出の受理の日から30日間（最大90日間）は、行為に着手することができませんが、行為に着手することができない期間は短縮できる場合があります。



*景観行為とは、建築物及び工作物（以下「建造物」という。）の新築、増築、改築若しくは移転、又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更をいう。

[届出対象行為]

行 為	左のうち届出を要しない行為	備考	
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は撤去	① 高さが13m以下及び4階建て以下で、かつ、建築面積が1,000㎡以下のもの ② ①の規模を超える増築又は改築で、床面積の合計が10㎡以下のもの ③ ①の規模を超える外観の変更で、変更の面積が10㎡以下のもの	景観法第16条第1項第1号	
は工作物の新設又は増築・改築・移転・外観を変更することとなる修繕・模様替え・若しくは撤去	門、垣(生垣を除く)、柵、塀、金網(フェンス)等	高さが2m以下、かつ、長さが5m以下のもの	景観法同条第1項第2号
	擁壁	高さが2m以下のもの	
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵、処理する施設 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等	高さが13m以下で、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの 注1：工作物が建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが5m以下、若しくは、地盤面から工作物の上端までの高さが13m以下のもの	
	自動車車庫の用に供する立体的施設	高さが13m以下で、かつ、築造面積が500㎡以下のもの(注2：注1と同じ)	
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線(アンテナ)等(これらの支持物を含む)	高さ13m以下のもの(支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の高さが5m以下、若しくは、支持物の上端までの高さが13m以下のもの)	
	自動販売機	全て	
	物干し場	全て	
	太陽光発電設備等 *同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの	①建築物と一体となって設置されるものであって、その設置面積が1,000㎡以下のもの ②同一敷地、一団の土地又は同一水面に設置するものであって、敷地面積が1,000㎡以下のもの	
屋外広告物、特定屋内広告物	特定屋内広告物		
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	高さ5m以下で、かつ、その用途に供される土地の面積が1,000㎡以下のもの		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更又は水面の埋立て 都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為	面積が3,000㎡以下のもの *ただし、法面又は擁壁の高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるものを除く		
木竹の伐採	①高さが10m以下の木竹の伐採(伐採面積が3,000㎡を超える場合は除く) ②森林病虫害等を防除するために必要な木竹の伐採(伐採面積が3,000㎡を超える場合は除く)		

[届出対象除外行為]

次に掲げる行為については、適用除外とする。

- I 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの
 1. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 2. 仮設の工作物の建設等
 3. 次に掲げる木竹の伐採
 - ア. 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ. 仮植した木竹の伐採
 - オ. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 4. 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ. 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ①建築物の建築等
 - ②工作物の建設等
ただし、道路(私道を除く)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く
 - ③木竹の伐採
 - ④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
ただし、高さが1.5m以下の場合を除く
 - ⑤特定照明
 - ウ. 農業、林業、漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ①建築物の建築等
 - ②高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ③用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - ④土地の開墾
 - ⑤森林の皆伐
 - ⑥水面の埋立て又は干拓
- II 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- III 国の機関又は地方公共団体が行う行為
*届出対象となる規模の行為については、事前に通知・協議が必要
- IV 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 1. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
 2. 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項若しくは第21条第3項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第33条第1項の規定により届け出て行う行為
 3. 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為
 4. 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
 5. 島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第14条第1項若しくは第35条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項(同条例第29条又は第36条において準用する場合を含む。)若しくは第28条第1項の規定により届け出て行う行為
 6. 島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)第11条第4項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第13条第1項の規定により届け出て行う行為
 7. 津和野町文化財保護条例(平成17年津和野町条例第220号)第13条第1項の規定により許可を受けて行う行為
 8. 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の規定により許可を受けて行う行為
- V 設置期間が90日を超えない工事、催し、行事等に必要仮設の建造物の景観行為
- VI 既着手行為

4. 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

大規模な建造物*などの建設等は、周辺の景観に対し大きな影響を与える可能性があります。そのため、一定規模以上の建造物について、形態・意匠・色彩をはじめとする良好な景観形成に関する制限を定めます。

また、大規模な造成など土地の形質の変更や木竹の伐採、ゴミや廃棄物の堆積・放置、土砂の採取などの行為も景観に大きな影響を与える可能性があります。これら良好な景観形成に影響や支障を及ぼす恐れのある行為について、良好な景観形成に関する制限を定めます。

*大規模な建造物とは、景観計画区域で届出を要する行為

5. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

(1) 基本事項

- ア 大規模行為が周辺の景観に多大な影響を及ぼすことから、地域の個性や特性を尊重し周辺景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成に努めること。
- イ 大規模行為にあたり、津和野町景観計画を遵守し良好な景観の形成に努めること。
- ウ 景観形成上重要な区域・地区、景観遺産等（景観建造物、景観樹木、生活文化景観、眺望景観）、道路や水路河川・JR等の景観軸および景観公共施設の周辺地については、特に良好な景観の形成に配慮すること。

(2) 共通事項

- ア 大規模行為の事業計画地（以下「行為地」という）の位置選定にあたり、景観の良好な地域、景観遺産や景観軸、景観公共施設等の周辺の景観を損なうことのないよう配慮すること。
- イ 大規模な行為を行おうとするときは、周辺展望地からの眺望景観に配慮すること
- ウ 行為にあたり、敷地内に複数の建築物・工作物等の建造物を設ける場合には、施設間の調和やまとまりのある景観形成に努めること。
- エ 行為の期間中にも、取付け道路や工事景観の整理整頓など周辺の良好な景観に配慮し、また、緑化や工事塀等による修景に工夫すること。

(3) 個別事項

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築、もしくは移転、外観の変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更	01 位置	<p>ア 行為地が、景観形成上重要な地区、良好な景観を形成している地区、景観遺産や主要な景観軸、景観公共施設等に近接する場合、また、良好な景観を形成する必要がある地域では、その保全に配慮した配置・位置とするよう努めること。</p> <p>イ 行為地周辺の建築物や環境について、景観の調和に配慮した配置・位置とするよう努めること。</p> <p>ウ 行為地が幹線道路や景勝地に通じる道路等に接する場合は、道路景観や景勝地への影響が少ないよう当該道路から後退した位置での行為とし、修景に努めること。</p> <p>エ 道路など公共空間の境界部について、空地の確保や緑化整備等を図り周辺景観との調和を図るよう努めること。</p> <p>オ 行為地が山稜の近傍にあるときは、稜線景観を遮らないよう尾根から低い位置とするよう努めること。</p> <p>カ 駐車場や工事の出入口は、その数や幅を最小限とし、位置や隣接する道路景観について配慮するよう努めること。</p>
	02 外構	<p>ア 道路など公共空間の境界部分について、沿道との一体感や連続性を確保するよう努めること。</p> <p>イ 塀や柵・垣等について、周辺景観に調和する高さや形態・意匠、色彩材料とするよう努めること。</p>
	03 規模	<p>ア 景観形成上重要な区域・地区では、主要な展望地からの眺望を妨げることはない規模や配置等にするよう努めること。</p>
	04 高さ	<p>ア 周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。</p> <p>イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げない高さとするよう努めること。</p>
	05 形態・意匠	<p>ア 地域の景観と調和するよう努めること。</p> <p>イ 景観形成上重要な区域・地区に近接する場合、また良好な景観を形成する必要がある地域での行為は、さらに優れた景観の保全・育成に努めること。</p> <p>ウ 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とするよう努めること。</p> <p>エ 建築物の屋外階段や壁面施設・屋上設備など、建造物と一体感・統一感のある形態・意匠に配慮すること。やむを得ないときは、主要な展望地や道路など公共空間から直接見えないよう、被覆形態・配置などの工夫を行うよう努めること。</p> <p>オ 建築物に設置する看板や広告塔などの屋外広告物は、設置を控え、やむを得ないときはその規模を最小にとどめ、建造物や周辺景観と調和した形態・意匠とするよう努めること。</p>
	06 色彩	<p>ア 基調となる色彩は、落ち着いたある色彩および無彩色・素材色を用いることを原則とし、原色や原色に近い彩度の高い色彩の使用は避け、周辺の景観との調和に努めること。</p> <p>イ 敷地内の屋外施設や工作物・その他の建造物の色彩は、大規模建築物本体および周辺の景観との調和に努めること。</p> <p>* 「第3章-5-(4)建造物の色彩基準」参照</p>
	07 素材	<p>ア 地域の景観を特徴づける素材に配慮するとともに、周辺の景観や町並みと調和する材料・素材の使用に努めること。</p>

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築、もしくは移転、外観の変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更	08 付属建築物および付属施設	<p>ア 建築物の屋外階段、壁面施設、屋上施設など付属建築物や付属施設について主体となる建築物と調和し、一体感・統一感のある形態・意匠、色彩・素材になるよう努めること。</p> <p>イ 車庫、自転車置場、倉庫、機械設備、ごみ集積所等付属建築物や付属施設について、周辺の景観と調和した形態・意匠、色彩・素材、配置に努めること。</p>
	09 太陽光発電施設	<p>ア 眺望点*1からの景観に配慮し、過度に目立たないよう努めること。</p> <p>イ 色彩は、屋根と調和する落ち着いた低明度・低彩度のものとし、反射や光沢を避けるよう努めること。</p> <p>ウ 整然とした配置を保ち、建物全体との一体感を損なわないよう努めること。</p>
	10 緑化	<p>ア 敷地内はできる限り緑化に努め、また、敷地の境界部分は生け垣等による緑化に努めること。</p> <p>イ 樹様や樹勢の優れた樹木が位置しているときは保全し、敷地内の修景に活用するよう努めること。</p> <p>ウ 地域固有の樹木や四季の演出に優れた植栽に努めること。</p>
	11 照明	<p>ア 過剰な照明を避け、使用光源は穏やかなものとし、周辺景観との調和した演出・修景に努めること。</p>
	12 その他	<p>ア 屋外駐車場は、出入口を最小に限定するとともに、安全を確保したうえで、生け垣や塀等により駐車の様子が直接見えないよう努めること。</p> <p>イ アンテナや電線・架線・電柱等の共同集約化に努めること。</p> <p>ウ 耐久性のある材料・塗料を用い、また、適切な維持管理により、その外観形態や色彩、景観の保守に努めること。</p>

行為	事項	景観形成基準
工作物の新設、増築、改築、もしくは移転、外観の変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更	01 位置	<p>ア 行為地が、景観形成上重要な地区、良好な景観を形成している地区、景観遺産や主要な景観軸、景観公共施設等に近接する場合、また、良好な景観を形成する必要がある地域では、その保全に配慮した配置や位置とするよう努めること。</p> <p>イ 行為地周辺の建築物や環境について、景観の調和に配慮した配置・位置とするよう努めること。</p> <p>ウ 行為地が幹線道路や景勝地に通じる道路等に接する場合は、道路景観への影響が少ないよう当該道路から後退した位置での行為とすること。また、修景に努めること。</p> <p>エ 道路など公共空間の境界部について、空地の確保や緑化整備等を図り周辺景観との調和を図るよう努めること。</p> <p>オ 行為地が山稜の近傍にあるときは、稜線景観を遮らないよう尾根から低い位置とするなど、景観に配慮するよう努めること。</p>
	02 外構	<p>ア 道路など公共空間の境界部分について、沿道との一体感や連続性を確保するよう努めること。</p> <p>イ 塀や柵・垣等について、周辺景観に調和するよう、高さや形態・意匠、色彩材料等に配慮するよう努めること。</p>

行為	事項	景観形成基準
工作物の新設、増築、改築、もしくは移転、外観の変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更	03 規模	ア 景観形成上重要な区域・地区では、主要な展望地からの眺望を妨げることをしないよう規模や配置等に配慮するよう努めること。
	04 高さ	ア 周辺の景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう努めること。 イ 主要展望地の眺望や見通しを妨げることをしない高さにするよう努めること。
	05 形態・意匠	ア 地域の景観と調和するよう努めること。 イ 景観形成上重要な区域・地区に近接する場合、また良好な景観を形成する必要がある地域での行為は、さらに優れた景観の保全・育成に努めること。 ウ 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とするよう努めること。
	06 色彩	ア 基調となる色彩は、落ち着いた色彩および無彩色・素材色を用いることを原則とし、原色や原色に近い彩度の高い色彩の使用は避け、周辺の景観と調和するよう努めること。 *「第3章-5-(4)建造物の色彩基準」参照
	07 素材	ア 地域の景観を特徴づける素材に配慮するとともに、周辺の景観や町並みと調和する材料・素材の使用に努めること。
	08 緑化	ア 敷地内はできる限り緑化に努め、また、敷地の境界部分は生け垣等による緑化に努めること。 イ 樹様や樹勢の優れた樹木が位置しているときは保全し、敷地内の修景に活用するよう努めること。 ウ 地域固有の樹木や四季の演出に優れた植栽に努めること。
	09 再生可能エネルギー施設（自立式の太陽光発電施設等）	ア 津和野城下町地区から望見される範囲の山並みには設置しないこと。 イ 稜線および山頂付近への設置を避けること。 ウ 眺望点* ¹ から見えない位置に設置するよう努めること。 エ 特に突出したものは設置しないよう努めること。 オ 植栽や周辺景観と調和する塀などにより視線を遮り、施設の視認を抑制するよう努めること。 カ 色彩は、黒、ダークグレー、茶色などの低明度・低彩度で落ち着いた色調とするよう努めること。 キ パネルは、防眩性および低反射性を有するものを使用し、太陽光の反射による眺望への影響を防止するよう努めること。
	10 その他	ア 耐久性のある材料・塗料を用い、また、適切な維持管理により、その外観形態や色彩、景観の保守に努めること。

行為	事項	景観形成基準
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	01 変更後の形状	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とするよう努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とするよう努めること。 エ 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
	02 緑化	ア 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
	03 伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
	04 環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、土地の形質の変更	01 遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 景観の良い展望地や道路等の公共空間から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
	02 事後の処理	ア 長大な法面または擁壁を生じないように努めること。 イ 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に努めること。 ウ 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とするよう努めること。
	03 緑化環境	ア 行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。また、自然環境の復元に努めること。
木竹の伐採	01 伐採	ア 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
	02 環境	ア 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 イ 生態系の保全など、環境保全に努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	01 遮へい	ア 敷地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 景観の良い展望地や道路等の公共空間から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
	02 堆積の方法	ア 周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないよう努めること。 イ 眺望点*1から直接見えないよう、物の位置や堆積方法に配慮するよう努めること。 ウ 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に努めること。
水面の埋立	01 変更後の形状	ア 沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和する形態、素材等とするよう努めること。

*1「景観ゾーニング・地域資源図」（第2章 18-21P）参照

(4) 建造物の色彩基準

建造物の景観行為において、色彩は次のように使用することを基本とします。

① 景観を整える色彩の基本的な配慮事項

建造物は周囲の景観になじむ色彩を基本とします。

① - 1 周囲の景観に調和する色彩を基本とします

- ア 周囲の緑地や河川等の自然景観、田畑や集落の田園景観等との一体感、町並みの連続性やまとまり等に配慮し、周辺と調和する形態・意匠、素材、色彩を用いることを基本とします。
- イ 原色や原色に近い色彩などけばけばしい色彩を避け、低明度、低彩度の落ち着いたある色彩及び無彩色の使用を基本とします。

【色彩の定義①】

- 無彩色：白色、灰色、黒色等の色相を持たない色
- 素材色：塗装材以外の使用する素材そのものの色彩
- 落ち着いたある色彩及び色調：
原色に白・灰・黒等の色彩を混色した彩度の低い色彩
- 原色：基本色及びさらに彩度の高い色彩
- 明るい色彩及び色調：彩度がやや高く、明度の高い色彩・色調

- ウ 強調色、アクセントカラーとして用いる色数はできるだけ少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限にとどめます。

【色彩の定義②】

- 基調色：建造物の外観全体及び視認できる面の大部分を占める色彩
ベーシックカラー
- 強調色：強調する色彩。適度な変化や演出効果をあげる、又は対象となる建造物を強調・顕在化し、全体を引き締める効果もあります。
アクセントカラー
- 配合色：基調色の補色として活用する色彩。相性の良い組み合わせ色を使用する。形や材質感を活かせる色彩として用います。
アソートカラー

① - 2 建造物の慣例色を中心に色彩を計画します

- ア 津和野町では、暖色系の彩度の低い色（低彩度色）が多く使われています。建造物に使われてきた慣例色は、町の風土や生活・習慣、機能、美観などの地域に根ざした価値観などで培われてきたもので、地域の合理的な基本色であり、これを中心に配色していくことを基本とします。

② 建築物の色彩基準

町全域において、外壁等に使用する基調色は、次を基本とします。

■ 使用を避ける色彩

- ア 原色や原色に近い色彩などけばけばしい色彩は避けます。
- イ 周辺の景観における慣例色と調和しない色調は避けます。

色相	明度	彩度
共通	明度 7 以上の色彩の場合は、	彩度 2 を超える色の使用を避けること。
	明度 5 以上 7 未満の色彩の場合は、	彩度 3 を超える色の使用を避けること。
	明度 5 未満の色彩の場合は、	彩度 4 を超える色の使用を避けること。

■ 使用を推奨する色彩

【ア 景観計画区域における基調色、配合色】

- 低明度・低彩度で落ち着きのある色彩、または無彩色を基本とします。
- 木材や石材などの自然素材を使用する場合は、この限りではありません。

	色相	明度	彩度
基調色 配合色	N (無彩色)	0.0~9.9	—
	R (赤)		6 以下
	YR (黄赤)		
	Y (黄)	0.0~4.9Y 5.0~9.9Y	
	GY (黄緑)		4 以下
	G (緑)		
	BG (青緑)		2 以下
	B (青)		
	PB (青紫)		
	P (紫)		
	RP (赤紫)		

【イ 景観計画区域における強調色】

- 強調色の使用は、色数をできるだけ少なくするとともに、使用面積は最小限度にとどめます。
- 景観にまとまりのある歴史的地域や、景観が整った地区では、強調色を使用しないこととします。
- 通常は、外壁の立面面積の 1/5 以下を表示面積の目安とします。対象が大規模な場合は、外壁の立面面積の 1/20 以下を目安とします。

	色相		明度	彩度
強調色	N (無彩色)	0.0~9.9	全範囲	—
	R (赤)			10以下
	YR (黄赤)			
	Y (黄)	0.0~4.9Y 5.0~9.9Y		
	GY (黄緑)			8以下
	G (緑)			
	BG (青緑)			
	B (青)			6以下
	PB (青紫)			
	P (紫)			
	RP (赤紫)			

【ウ 景観計画区域における屋根の色】

- 低明度・低彩度で落ち着いたある色彩、または無彩色を基本とします。
- 石見瓦を使用する場合は、この限りではありません。
- 景観形成重点地区、景観形成地区などで、個別に定めた屋根色に関する制限事項は、各地区で定めた方針で制限されます。

	色相		明度	彩度	
屋根色	N (無彩色)	0.0~9.9	8以下	—	
	R (赤)		6以下	6以下	
	YR (黄赤)				
	Y (黄)	0.0~4.9Y 5.0~9.9Y			
	GY (黄緑)			6以下	4以下
	G (緑)				
	BG (青緑)				
	B (青)				
	PB (青紫)			3以下	3以下

③ 工作物の色彩基準

町全域において、工作物に使用する基調色は、次を基本とします。

■ 使用を推奨する色彩

【ア 景観計画区域における工作物の色】

- 茶系の低明度・低彩度で落ち着いたある色彩、または無彩色を基本とします。
- 木材や石材などの自然素材を使用する場合は、この限りではありません。
- 屋外広告物等の表示面については、「イ 屋外広告物（表示面）等における基調色・配合色」「ウ 屋外広告物（表示面）等における強調色」の基準によるものとします。
- 鳥居等にみられる朱色の使用は、日本古来の伝統的な色彩として認めるものとしませんが、周辺の自然環境および町並みとの調和に十分留意するものとします。
- 自動販売機については、企業イメージを表す固有の色彩を使用することができます。ただし、殿町景観形成重点地区、重伝建景観形成地区、重伝建周辺景観形成地区、については、個別に定めた自動販売機の色相基準に関する制限事項（歴史的風致と調和したものとする）で制限されます。

	色相		明度	彩度
基調色 配合色	N（無彩色）	0.0～9.9	全範囲	—
	R（赤）			6以下
	YR（黄赤）			
	Y（黄）	0.0～4.9Y 5.0～9.9Y		4以下
	GY（黄緑）			
	G（緑）			2以下
	BG（青緑）			
	B（青）			
	PB（青紫）			
	P（紫）			
	RP（赤紫）			

【イ 屋外広告物（表示面）等における基調色、配合色】

- 低明度・低彩度で落ち着いたある色彩、または無彩色を基本とします。
- 木材や石材などの自然素材を使用する場合は、この限りではありません。

	色相		明度	彩度
基調色 配合色	N（無彩色）	0.0～9.9	全範囲	—
	R（赤）			6以下
	YR（黄赤）			
	Y（黄）	0.0～4.9Y 5.0～9.9Y		4以下
	GY（黄緑）			
	G（緑）			2以下
	BG（青緑）			
	B（青）			
	PB（青紫）			
	P（紫）			
	RP（赤紫）			

【ウ 屋外広告物（表示面）等における強調色】

- 強調色の使用は、色数をできるだけ少なくするとともに、使用面積を最小限度にとどめます。
- 景観にまとまりのある歴史的地域や、景観が整った地区では、強調色の基準は設けるが、区域に調和されているかによっては、使用しないこととします。

	色相		明度	彩度
強調色	N (無彩色)	0.0~9.9	全範囲	—
	R (赤)			1 2 以下
	YR (黄赤)			
	Y (黄)	0.0~4.9Y		9 以下
		5.0~9.9Y		
	GY (黄緑)			
	G (緑)			
	BG (青緑)			
	B (青)			
	PB (青紫)			
	P (紫)			
RP (赤紫)				

【エ 強調色の表示面積について】

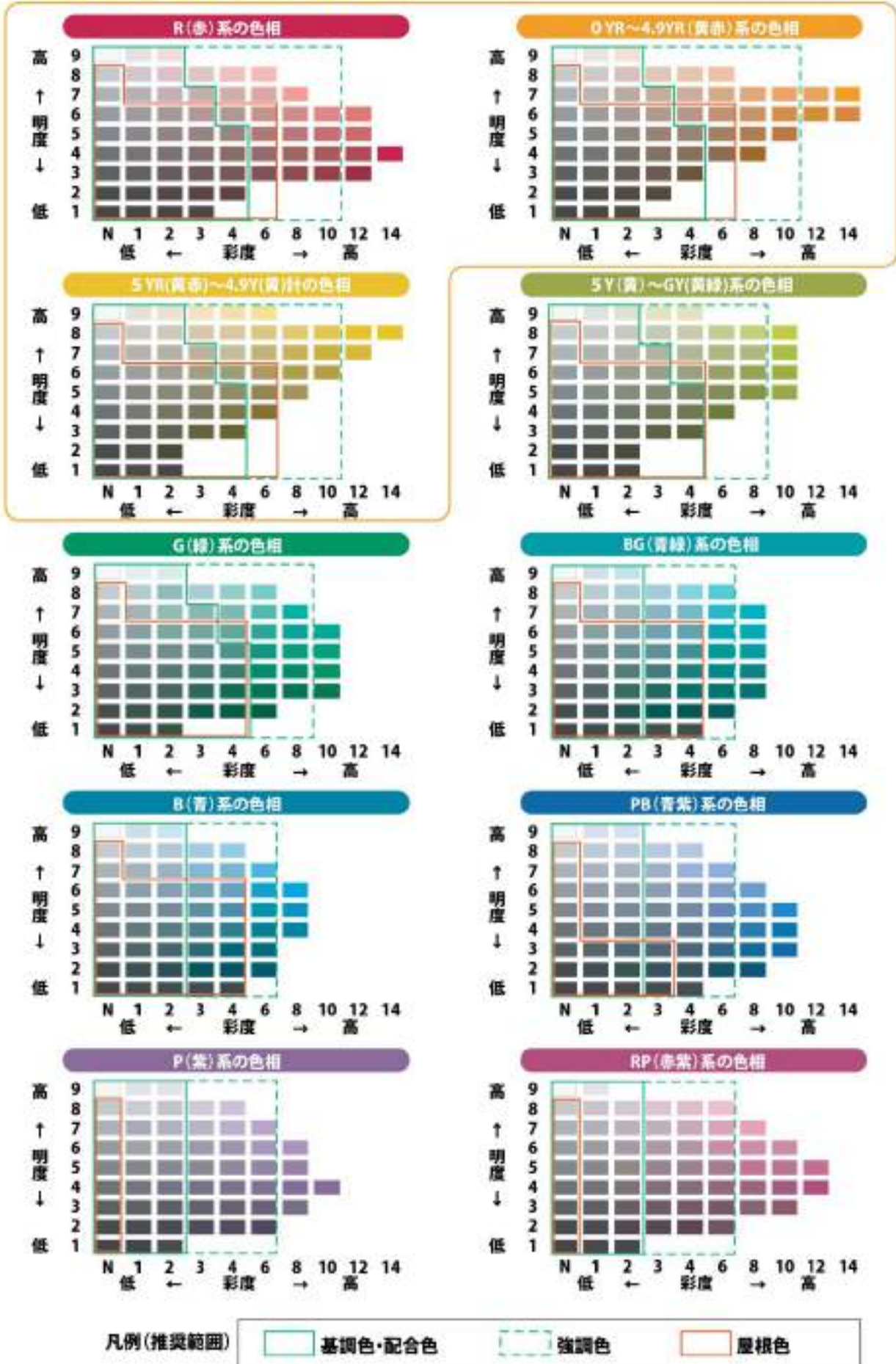
- 強調色を使用する場合は、使用する部分の総面積が表示面積の【下表に示す割合】以内となるようにすること。

景観計画区域	景観形成重点地区・ 景観形成地区を除く町全域	50%
--------	---------------------------	-----

色彩基準の例(主なマンセル表色系を抜粋)

景観計画区域(町全域)

■ 建築物の推奨色 ■ 緑色系(津和野町の建物の慣例色)



6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(法第8条第2項第4号関係)

町全域に適用される津和野町屋外広告物についての許可基準は、島根県屋外広告物条例に準拠し次の事項を定めます。また、景観形成地区などで、個別に定めた屋外広告物に関する制限事項は、各地区で定めた方針で制限されます。

(1) 基本事項

今日の経済活動に屋外広告物は不可欠ですが、これを放置すると、無秩序な広告物が氾濫し、自然風致や町の美観が損なわれるため、周辺景観と調和した適切な広告物の表示・設置が望まれます。屋外における広告物については景観行政と屋外広告物行政を一体的に行うものとし、今後、景観法第8条第2項第4号のイに規定する『屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限』に関わる事項を定めるものとします。また、「良好な景観の形成及び風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」という観点から基準を定めるものとします。

- ア 建築物に設置する看板や広告物は、必要最小限の規模及び設置箇所数にとどめること。
- イ 建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。
- ウ 建築物の全体壁面を利用した広告、開口部への広告掲示、テント広告、広告網等については設置しないこと。
- エ 公共空間を占用する屋外広告物は、基本的に設置しないこと。

(2) 屋外広告物の許可手続

■ 事前相談と届出

広告物等を掲出しようとするときには、津和野町役場と事前に相談し、場所や規模、形態や色彩等について届け出てから、指導等を受け、その終了後、着工すること。

届出対象範囲	規制地域	備考
町全域	広告物の掲出が制限される区域	表1の区域
	広告物の掲出が制限されない区域	上記以外の範囲

■ 広告物の掲出が制限される区域

1. 伝統的建造物群保存地区【都市計画法】
2. 重要文化財等の周囲で知事が定める区域（指定なし）、史跡名勝天然記念物等に指定された地域（津和野城跡、森鷗外旧宅、西周旧居、山陰道（徳城峠越・野坂峠超）、青野山、旧堀氏庭園）【文化財保護法】
3. 県指定有形文化財に指定された建造物の周囲で知事が定める地域
4. （鷲原八幡宮の境内、旧津和野藩家老多胡家の敷地の区域、永明寺の境内、三渡八幡宮の境内）、県指定史跡名勝天然記念物（大元神社境内）に指定された地域【島根県文化財保護条例】
5. 国立公園・国定公園の区域【自然公園法】
6. 県立自然公園の区域【島根県立自然公園条例】
7. 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場

(3) 許可基準

事項	景観形成基準
01 規模	<p>ア 広告物の掲出が制限される区域においては、原則として広告物を表示しないこと。ただし、自家用広告物、管理用広告物については、表示総面積の合計を7㎡以内とすること。 ※重点地区における表示総面積の合計は5㎡以内とする。</p> <p>イ 広告物の掲出が制限されない区域においては、各区域に定める表示総面積の基準によるものとする。 ※景観計画区域における表示総面積の合計は30㎡以内とする。</p> <p>ウ 建築物の屋上に設置する広告塔または広告板は、良好な景観が形成されている区域および眺望の良い地点の周辺においての新設は認めない。</p> <p>エ 建築物または工作物を利用した突き出し看板は、道路占用許可基準に適合するものとし、良好な景観が形成されている区域および眺望の良い地点の周辺においては掲出を禁止する。</p> <p>オ 道路上を横断して設置するアーチ型看板は新設を認めない。</p> <p>カ 道路上に立て看板を設置しないこと。</p> <p>キ 電柱、街灯柱、消火栓標識等を利用した添付看板および巻付看板は、1本の柱につき1か所を原則とし、表示面積を1㎡以内とすること。</p>
02 形態・意匠	<p>ア 建築物の投影面を超えないこと。</p> <p>イ 形態・意匠および取付方法は、建築物と一体的に行うこと。</p> <p>ウ 周辺の景観と調和し、落ち着いた意匠および形態とすること。</p>
03 色彩・素材	<p>ア 原色などの派手な色調を避け、設置する建築物および周辺の景観に調和する落ち着いた色彩および素材とすること。 彩度および明度の低い色彩を基本とし、建築物と調和する色彩を一体的に配慮すること。 * 「第3章-5-(4)建築物・工作物の色彩基準 ③工作物の色彩基準」参照</p> <p>イ 蛍光性のある塗料を使用しないこと。</p>
04 その他	<p>ア 自家の広告物を基本とし、貸し看板の設置はできる限り行わないこと。</p> <p>イ 木造建築物の屋根に屋外広告物を設置しないこと。</p>

7. 公共施設等における景観形成の方針

■ 使用を推奨する色彩

公共建築物、道路・橋梁等の交通施設、河川・水辺施設、公園・緑地施設、上下水道・電力等のインフラ施設、防災施設、案内板や照明等の付属施設など、公共空間を構成する諸施設を整備する際は、周辺環境と調和した色彩とするよう努めることとします。

- 茶系の低明度・低彩度で落ち着いた色彩、または無彩色を基本とします。
- 木材や石材などの自然素材を使用する場合は、この限りではありません。

■ 特例的取扱い

- 町内には、過去に建設された橋梁や公共施設において、計画の基調色と異なる青色や赤色などの原色が使用されている事例があります。これらは、当時の技術的要件、耐候性、反射防止、安全性、予算措置などを考慮した結果として採用されたものであり、一概に景観調和を損なうものとして扱うことは適当ではありません。
- 今後、同様の公共建築物や橋梁の改修・更新・新設を行う場合には、景観形成上の配慮を基本としつつも、機能性、安全性、長寿命化などの実用的な要件を勘案して、柔軟に色彩・素材・構造を検討します。
- 体育館や防災拠点施設など、構造上または法令上の要件により一定の高さや規模を必要とする建築物については、景観計画の理念に沿うよう努めたうえで、地域との調和が図られる限りにおいて高さや形態を許容します。
- このような場合には、津和野町景観審議会が個別に審議を行い、景観上の妥当性および公共的必要性を総合的に判断し、その答申をもって町の方針を定めます。これにより、景観保全と公共機能の両立を図ります。